

(健Ⅱ100F)

令和3年5月26日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

基礎疾患を有する者への接種にかかる情報提供等について

基礎疾患を有する者への新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種については、令和3年4月23日付（健Ⅱ54F）及び令和3年5月24日付（健Ⅱ97F）等をもって、ご連絡しております。

今般、厚生労働省より、別添のとおり、各都道府県等衛生主管部（局）あて事務連絡がなされ、本会に対しても、協力方依頼がありました。

本事務連絡では、かかりつけ医等を通じて基礎疾患を有する者の接種の意向の確認や接種の相談、接種の予約に関する情報提供を行うよう、依頼しております。

また、参考として医療機関に提供するリーフレット例（別紙）が作成されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和3年5月24日

日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

基礎疾患を有する者への接種にかかる情報提供等について

基礎疾患を有する者への新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種については、自治体において順次進めるようお願いしているところです。

今般、別添の通り、自治体あて、基礎疾患を有する者の接種に関し、医師会等の関係機関と連携して医療機関へ周知し、かかりつけ医等を通じて基礎疾患を有する者に速やかに先行予約等に関する情報提供を行うよう、依頼するとともに、参考として、医療機関に提供するリーフレット例を送付しております。

貴会におかれましては、これらについて御了知いただき、貴団体管下の医療機関に対し自治体等から協力依頼があった場合には、基礎疾患を有する者に対する情報提供など、適切にご対応いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

別添

事務連絡
令和3年5月24日

各（都道府県
市町村
特別区）衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

基礎疾患を有する者への接種にかかる情報提供等について

基礎疾患を有する者への新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種については、「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位の者（基礎疾患を有する者等）への接種の開始等について」（令和3年4月21日事務連絡）及び「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位の者（基礎疾患を有する者等）への接種の開始等について（疑義照会）」（令和3年5月21日事務連絡）等において、自治体において順次進めるようお願いしているところです。

基礎疾患を有する者については、普段から基礎疾患を有する者の診療を行っているかかりつけ医等において、接種の意向等を確認、接種の相談を行うことが想定されます。

このため、基礎疾患を有する者の先行予約の開始に当たっては、広報誌やHPなどに加え、医師会等の関係機関と連携して医療機関へ周知し、かかりつけ医等を通じて基礎疾患を有する者に速やかにワクチン接種の先行予約等に関する情報提供を行うこと等について、接種を予定する医療機関並びに関係団体に周知いただくようお願いします。

その際、参考として、医療機関に提供するリーフレット例を別紙の通り作成しましたので、必要に応じて活用ください。

以上

基礎疾患を有する方の新型コロナウイルスワクチン接種について

基礎疾患を有する方の新型コロナウイルスワクチンについては、高齢者の次に、ワクチンを受けることができます。かかりつけ医等とご相談の上、お住まいの自治体から接種券が届いた後、早めの予約をお願いします。

基礎疾患を有する方の範囲

○ 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ・ 慢性の呼吸器の病気
- ・ 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ・ 慢性の腎臓病
- ・ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ・ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ・ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ・ 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
- ・ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ・ 染色体異常
- ・ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ・ 睡眠時無呼吸症候群
- ・ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

○ 基準(BMI30以上)を満たす肥満の方

※ BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

※ BMI30の目安：身長170cmで体重87kg、身長160cmで体重77kg

基礎疾患を有する方の確認方法

- ・ 診断書等の証明書は必要ありません。
 - ・ 接種の際に、予診票の質問事項に記載してください(重い精神疾患や知的障害の者の場合は、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、療育手帳を持参してもよいですが、予診票等によって確認することも可能です)。(※)
- (※) 基礎疾患を有する者について、診断書などの証明書を求めることとした場合コロナ対応やワクチン接種で逼迫している医療現場に負担がかかることから、予診票による確認としています。

接種場所（住所地外の取扱い）

- ・ 基礎疾患を有する方が、かかりつけの医療機関で接種する場合は、住所地外の届出は不要です。
- ・ かかりつけの医療機関が接種を行っていない場合には、住所地の自治体等で接種できるようにご相談ください。
- ・ 接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」でも、ワクチンを接種できる医療機関を探すことができます。

接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」 <https://v-sys.mhlw/go/jp>



先行予約期間・予約方法

- ・ 基礎疾患を有する方の住所地の自治体にご確認ください。